

行政区画の編成（区割り）について

行政区画の編成（区割り）の検討に当たっては、区を単位として提供される業務や地域のまちづくりについての市の基本的な考え方や先行市の例により一般化している留意事項、本市の特徴からの留意事項などを十分踏まえた上で行う必要があることから、まず始めに、これらの事項について説明し、さらに、前年度、区制部会において、これらの事項を踏まえ作成し、市民の意見を伺った4つの検討試案について、その内容、留意事項からの検証、市民意見の集約結果などについて説明し、本審議会での検討のたたき台としたいと考えております。

1 区制検討にあたっての基本方針

区制検討（区割り及び区役所機能等）にあたっては、次の基本方針に基づき進めます。

基本方針

- ① 各区において地域の個性や特徴を活かし、その発展性や将来性を見据えたまちづくりを進めます。
- ② 各区において市民に身近なサービスを総合的に提供します。
- ③ 各区において市民との協働を進め、住民自治を促進します。
- ④ 各区と市全体の調和を図りながら、効果的、効率的な行政運営を進めます。

このことから、市の業務を「本庁－区役所・出先機関－総合事務所・出張所」の三層構造により、直接市民を対象としたサービスについては、区役所を中心に、区のエリアで総合的に提供できる体制の整備を図ることとしております。

また、区役所は、各区の特性を活かしたまちづくりに取り組み、市民と行政の協働を推進する拠点としての役割を果たすとともに、区内の各地域でのまちづくりの取り組みを積極的に支援しながら、各区の状況に応じた施策の展開を図ります。

【市役所、区役所、出張所等の業務イメージ】

【本庁（市役所）の業務】

- 政策企画・総合調整業務
企画、人事、財政をはじめ、福祉、産業、都市計画などの市全体に係る政策企画、総合的な管理調整などの業務
- 広域・統一処理業務
災害対策や電算処理など、統一かつ集中的な処理が必要な業務
- 専門技術業務
建築確認や産業廃棄物指導など個別の専門性が必要なため、集約化が求められる業務

【区役所・出先機関の業務】 地域における行政サービスの拠点

- 総合サービス提供業務
市民に身近で総合的な窓口サービスの提供
- まちづくり推進業務
区内のまちづくりに関連する業務 ※地域政策に係る企画、調整を担う。

【総合事務所・出張所の業務】

- 住民自治支援業務（共通）
総合事務所(出張所)エリアのまちづくり支援に関する業務
- 窓口サービス業務（共通）
市民に身近で基礎的なサービスの提供
- 個別出先機関業務（総合事務所）
市民に必要な個別行政分野サービスの提供

2 区役所・出先機関の業務について

区役所・出先機関は、区の政策企画や、人事、財政、庶務等の業務のほか、総合サービス提供業務及びまちづくり推進業務を担います。（図1参照）

（1）総合サービス提供業務の内容

区で提供する窓口サービスは、区役所を中心に、出先機関と合わせて総合的に行います。とりわけ、市民に身近な住民登録や戸籍、国民健康保険、年金等の業務については、区役所において全て手続きが完了するよう「ワンストップサービス」の体制を整備します。また、区を単位とした総合的な市民相談体制を整備します。

(2) まちづくり推進業務の内容

ア 「(仮称)区民会議」の設置

それぞれの区が持つ資源や人材を活かしたまちづくりを進めるために、各区に「(仮称)区民会議」を設置し、市民と行政が常に各区の課題や方向性について協議を行う場を設けるとともに、区のビジョンを策定し、各区の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。

区民会議は、次のような役割を担います。

- ① 諮問答申機能…行政の諮問について審議し、答申を行う機能
- ② 地域意見集約・提言機能…区内のまちづくりの課題等について、意見や要望をまとめ行政に提言する機能
- ③ まちづくり事業促進機能…区内の市民団体等によるまちづくり事業の促進

イ 区の自主性を高める行財政システムの整備

区長が(仮称)区民会議との協働により、各区の特色あるまちづくりに取り組めるよう、区長の責務と権限を明確に位置づけるとともに、区で独自に執行できる予算を配分するなど、区の自主性を高めた行財政の仕組みを整備します。

ウ 地域の課題などを市政・区政に反映させる仕組みの構築

各地域の課題が区政や市政に的確に反映され、地域の声を反映した施策形成が行われるよう、「(仮称)まちづくり会議」の設置や「(仮称)地域政策担当」の配置により、地域に根ざした政策の形成や地域づくりへの支援などを総合的に推進する体制を整備します。

(図2参照)

(ア) (仮称)まちづくり会議の設置（総合事務所・出張所単位に設置）

- ・ 地域の多様な意見を集約し、地域の課題や魅力等について協議
- ・ 協議結果について、行政施策への反映が必要なものは区民会議へ提言
- ・ 地域での取組が必要なものは、自治会やNPO等との連携により市民活動を促進

(イ) (仮称)地域政策担当の配置（総合事務所・出張所単位に配置）

- ・ 行政分野ごとに縦割りで地域の施策を調整している体制を抜本的に見直すとともに、(仮称)まちづくり会議など地域の主体的な活動を支援

エ 地域振興事業の実施

各区の活力につながる地域振興のための事業を行います。

オ 身近な公共施設の維持管理

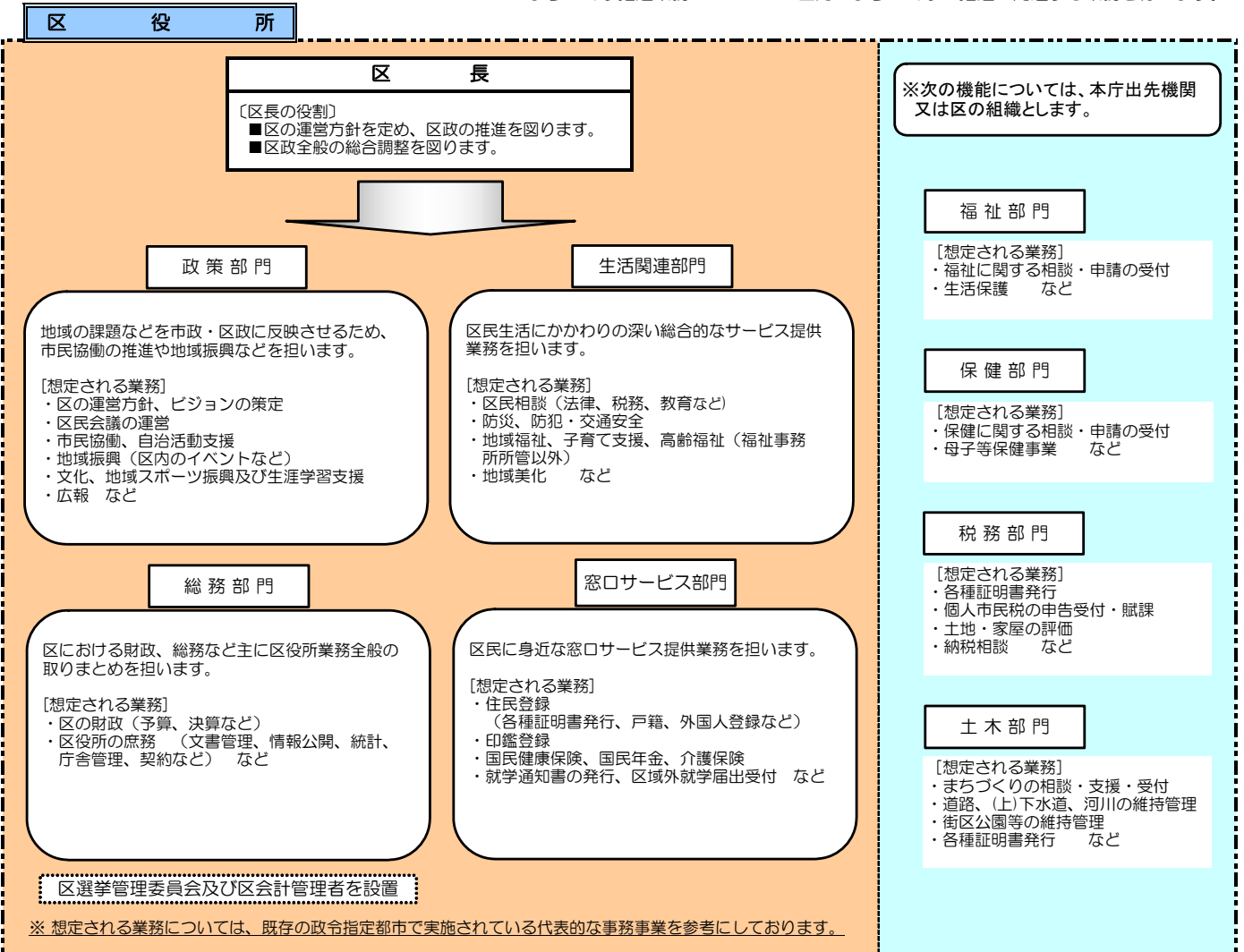
区役所・出先機関では、道路や公園など区民に身近な公共施設について、補修等に迅速に対応できるよう維持管理を行います。

図 1 : 区役所・出先機関の業務

区役所・出先機関の業務について

[区で行われる業務]

- 総合サービス提供業務 市民に身近で総合的なサービスの提供を行います。
- まちづくり推進業務 区内のまちづくりの推進に関連する業務を行います。



出張所及び連絡所

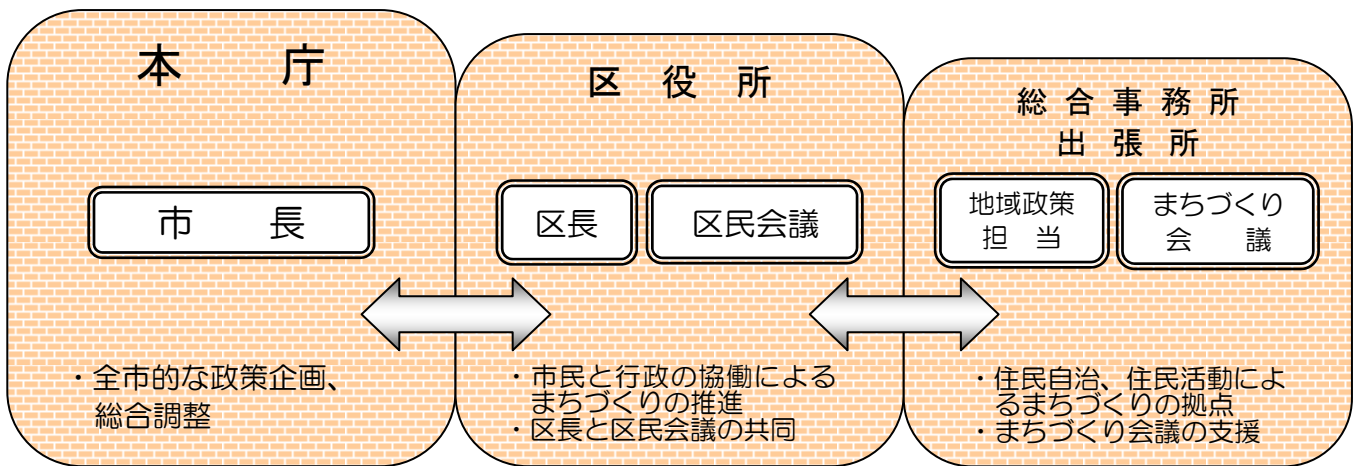
- [基本的な考え方]
 ■ 現在提供している行政サービスの機能を維持します。

総合事務所

※ 合併協議により旧津久井郡の4町に設置された事務所

- [基本的な考え方]
 ■ 市民生活や地域に関わりの深い地域振興、窓口サービス、保健福祉などの行政サービスの機能は維持します。
 ■ 経済、環境などその他の機能については、津久井地域内における総合的な施策の推進や効率性の向上を図るため、統合や再編を検討します。

図2：地域課題の市政・区政への反映イメージ



3 区割り検討の基本的な考え方（行政区画編成基準）

（1）一般的な留意事項

項 目	内 容
① 人 口 規 模	市民に必要なサービスの総合的かつ効率的な提供という視点から人口規模を考慮します。
② 歴 史 的 事 情	それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過などを考慮します。
③ 地 形 ・ 地 物	山林、河川、鉄道、主要道路等により区分される地域の一体性を考慮します。
④ 地域コミュニティ	旧町村や町字の区域は、地域の歴史的沿革を持ち、市政運営や日常生活の基礎となっている。また、自治会は、地域コミュニティの中心的組織として機能していることから、それらの区域はできる限り分断しないよう考慮します。
⑤ 行 政 区 域	既存の行政区域については、可能な限り区役所圏域と整合させるよう調整を進めます。また、行政区域相互の調整も合わせて進めます。
⑥ 行 政 区 の 数	人口規模、地域的一体性、既存公共施設の利用可能性などを踏まえ、総合的な検討を進める。

（2）「相模原市における都市内分権に関する研究～最終報告書～」による考え方

○ 地域区分について（抜粋）

【地域区分の視点】

① 人口規模

概ね10万人から20万人を一つの目安とする。

（政令指定都市の区の平均人口は、平成12年国勢調査時点で、160,078人）

② 地域行政機構の数

地域行政機構に総合的な権限の委譲が行われることから、ある程度まとまった市職員の配置や機能の集約が必要になるため、区割りを細分化しすぎないように配慮する。

③ 地形・地物

河川、鉄道、主要道路などの地形・地物について考慮する。

④ 地域コミュニティ

旧町村の歴史的沿革や生活の基礎となっている町字、自治会などの地域団体の区域に配慮する。

⑤ 通学区域

小中学校の通学区域について配慮する。

【地域行政機構（支所）の設置における視点】

① 市民の利便性

市の行政機関、国・県の機関、商業サービス施設などの集積度合いなど、市民の利便性に配慮する。

② 既存施設の活用

厳しい財政状況を踏まえ、原則として既存施設の活用を行う。

研究会では、地域行政機構の導入におけるより具体的な過程として、これまでの行政区域として地域に根付いてきた出張所管区を基礎とする区分として考え、生活圏や歴史、地元の意向などを踏まえるために、コミュニティの範囲としてわかりやすい町字区分で修正をしながら決めていくことが必要ではないかと考えました。

また、区分(数)についても、公共施設の集積度合いや市民の利便性などを考慮すると、「橋本」、「相模原」、「相模大野」の三拠点を中心とした3区分を導入素案として考えて、人口規模を勘案して区分を行い、その後、10万人規模の理想的な地域区分への移行については、景気動向や財政状況を考慮しつつ、その区域を分割していくことを検討していくことが必要ではないかと考えました。

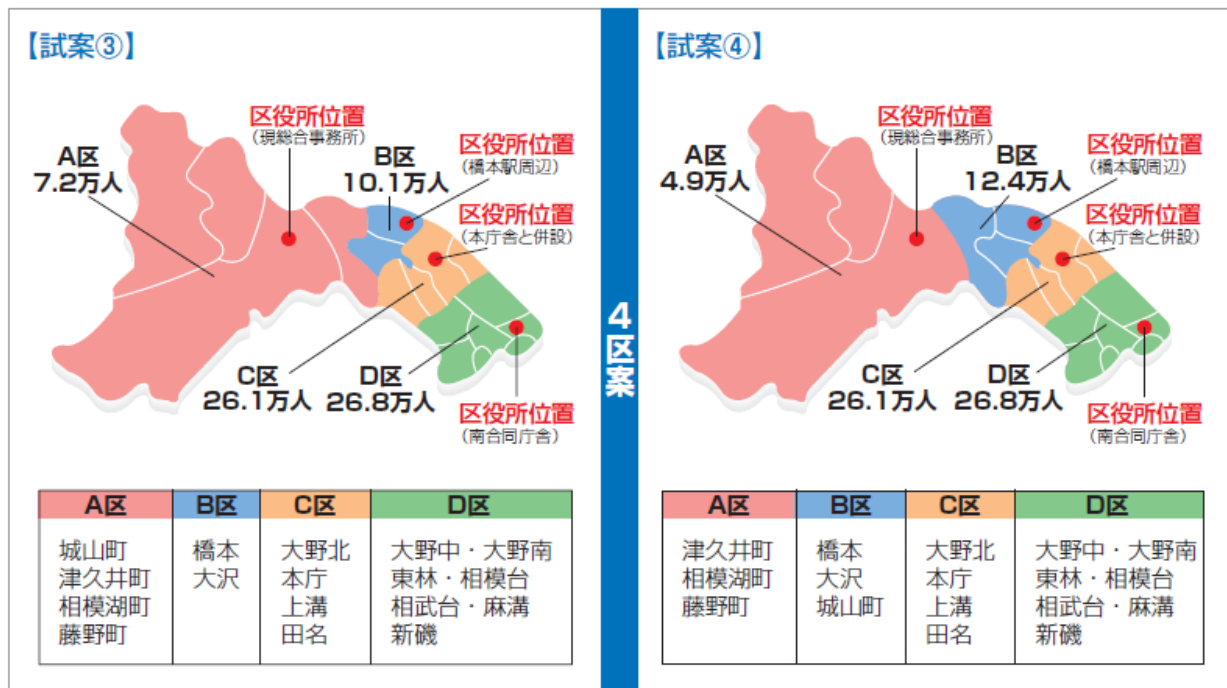
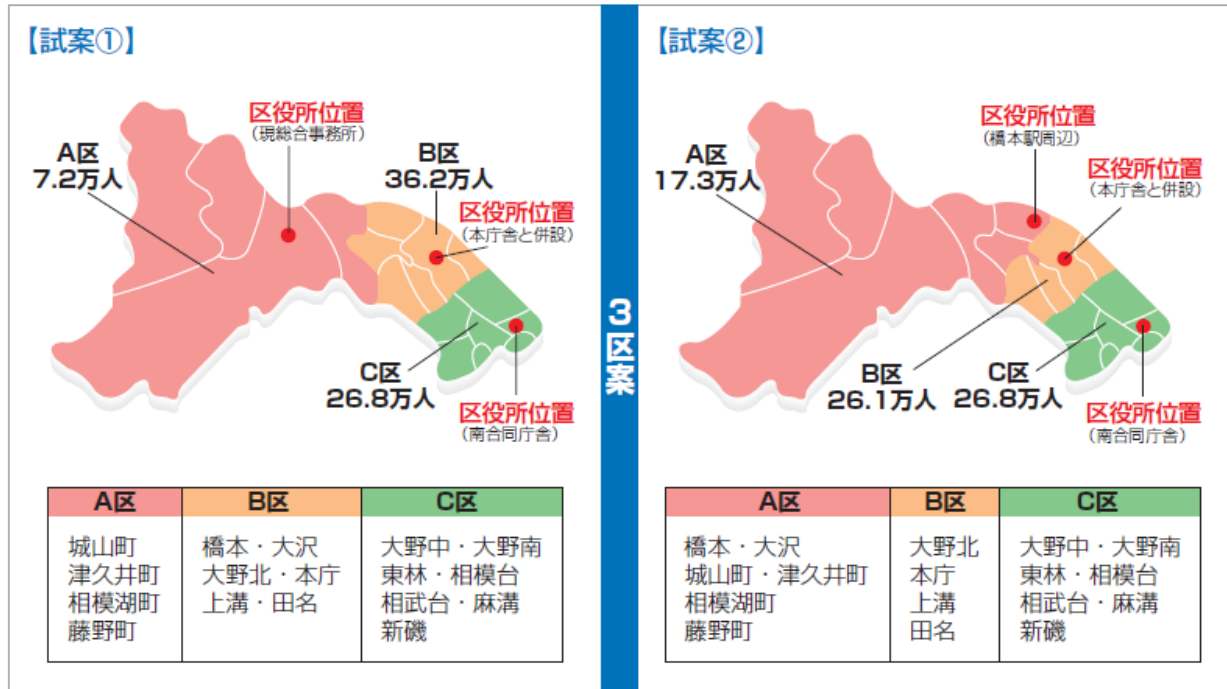
(3) 本市の特徴からの留意事項

項目	内容
① 拠点性	公共施設の集積度合いや市民の利便性などに優れた「橋本」、「相模原」、「相模大野」の3拠点のまちづくりを尊重します。
② 既存行政区域の尊重	行政区域として地域に根付いてきたコミュニティの単位である出張所区域及び津久井地域の各地域自治体の区域、保健福祉や土木などの既存行政圏域などを尊重します。
③ 出張所機能との関連	旧相模原市域における出張所、公民館は、市民に身近なサービス提供施設であるとともに、地域活動の重要な支援拠点として充実した機能を有しており、交通が不便な地域の実情も考慮した中で市民にとっての利便性を低下させないため、その配置・機能はおおむね維持します。
④ 効率性	区役所新設に伴う財政負担を考慮し、可能な限り既存施設の活用を図ります。
⑤ 将来のまちづくり	将来の都市交通ネットワークを踏まえた、まちづくりとしての一体性や土地利用及び水源地としての津久井地域が持つ自然や文化、歴史などの地域特性を考慮します。

4 区割り検討試案（4案） ※拡大図は資料編参照

● 区割り試案

〈人口は平成19年4月1日現在の概数〉



※区割り試案は、旧相模原市域の出張所と津久井地域の地域自治区の区域を基本単位として作成しています。

【検討試案の考え方】

《旧相模原市域》

- 保健福祉や土木など既存の行政区域を尊重し、2つに区分（試案①）
- 3拠点によるまちづくりや既存の行政区域を尊重するとともに、将来の都市交通ネットワークを考慮し、3つに区分（試案②③④）

《津久井地域》

- 従来からの広域的つながりなどを考慮し、津久井地域で1区（試案①③）
- 新市の一体性などを考慮し、橋本駅を拠点とする橋本、大沢地域に含めた1区（試案②）
- 水源地域としての共通した自然環境を持ち合わせている点などを考慮し、津久井町、相模湖町、藤野町で1区（試案④）
- 旧相模原市域との地形的なつながりや生活圏などを考慮し、城山町を橋本、大沢地区とともに1区（試案④）

<参考> 区役所位置と整備の考え方

区役所は各行政区の中心となることから、市民の利用にあたっての利便性を考慮するとともに、区制施行による歳出の抑制の観点からも、可能な限り既存施設の活用を基本に検討します。

《想定される区役所施設又は位置》

区 分	A 区	B 区	C 区	D 区
検討試案①	津久井総合事務所	本 庁 舎	南 合 同 庁 舎	—
検討試案②	橋 本 駅 周 辺	本 庁 舎	南 合 同 庁 舎	—
検討試案③	津久井総合事務所	橋 本 駅 周 辺	本 庁 舎	南 合 同 庁 舎
検討試案④	津久井総合事務所	橋 本 駅 周 辺	本 庁 舎	南 合 同 庁 舎

○ 各検討試案について、一般的な留意事項からの検証概要

留意事項	検討試案に対する検証
ア 人口規模	<p>市民に必要なサービスの総合的かつ効率的な提供という視点から人口規模を考慮します。</p> <p>1区あたりの人口規模は、一般的には15万人から20万人が望ましいとされていますが、近年、合併により政令指定都市となった先行市の状況では最少で約3.8万人、最大で約26.1万人となっています。</p> <p>○検討試案①のB区については、現状でも人口が36万人を超えており、先行市には例の無い規模です。</p> <p>○検討試案④のA区については、水源地域という視点に重きを置いています。現状でも人口が4.9万人と他の地域との差が大きく、将来的な視点と旧相模原市域とのまちづくりにおける融合（合併による一体性）という視点からの検討が必要です。</p> <p>○本市の場合、都市的機能を有する旧相模原市域と豊かな自然と水源地を抱えた津久井地域では、生活環境や利便性などの面で大きな違いがあるため、単に人口バランスのみにとらわれず、歴史的事情や地域コミュニティなど他の視点も踏まえた総合的な検討が必要です。</p>
イ 歴史的事情	<p>それぞれの地域の歴史的な経過や合併における経過などを考慮します。</p> <p>○検討試案①③のA区については、津久井地域で一つの区として歴史的なつながりに重きを置いています。旧相模原市域とのまちづくりにおける融合（合併による一体性）という視点からの検討が必要です。</p>
ウ 地形・地物	<p>山林、河川、鉄道、主要道路等により区分される地域の一体性を考慮します。</p> <p>○旧相模原市域では、外縁部に位置するJR横浜線、国道16号、JR相模線、国道129号、小田急線などの地域の分断的要素や相模川の河岸段丘による地形的な違いなどありますが、現状での通勤・通学や日常生活における人の動きから、どの区割り案においても、地域の一体性の面で大きな影響は無いと考えられます。</p>
エ 地域コミュニティ	<p>旧町村や町字の区域は、地域の歴史的沿革を持ち、市政運営や日常生活の基礎となっています。また、自治会は、地域コミュニティの中心的組織として機能していることから、それらの区域はできる限り分断しないよう考慮します。</p> <p>○旧相模原市域の出張所と津久井地域の地域自治区を基本単位として設定していることから、どの区割り案においてもコミュニティの分断はありません。</p> <p>○町字の区域は、旧相模原市域の出張所区域との整合が図られていないところがあります。現状では大きな支障は出ていませんが、引き続き検討が必要です。</p>
オ 既存行政区域	<p>既存の行政区域については、可能な限り区役所の圏域や行政区域相互の整合を図るよう調整する必要があります。</p> <p>○保健福祉、土木、警察、消防などの既存行政区域を尊重した検討がされています。</p>
カ 効率性	<p>区役所新設の場合の建設費用や既存施設を活用した場合の改修費用、職員増に伴う人件費の負担増などについては、効率性の視点を踏まえて検討します。</p> <p>○想定している区役所の施設は、既存の公共施設を中心に検討しており、建設、改修にかかる経費の負担増も抑えられ効率的であると考えられます。</p> <p>また、区役所の位置は、周辺の商業や業務機能、交通アクセスの状況からみて利便性が高い場所で考えられています。</p> <p>○橋本駅周辺に想定する区役所も、効率性や利便性の視点による検討が必要です。</p> <p>○区役所は1区増えると、区役所の建設費や人件費の増加につながることから、効率性にも十分考慮した検討が必要です。</p>

は、検討の視点 は、検証の内容